



# 島根県報

平成30年7月13日（金）

号外 第 100 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ” ） 4

**告 示****島根県告示第496号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機関の名称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員		
県 道	松江鹿島美 保関線	松江市島根町野波字ミ ホシ3858番8地先から 同町野井1番7地先ま で	前	メートル 31.20～ 48.80	メートル 47.80	松江県土整備 事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	31.20～ 64.40	47.80	

## 島根県告示第497号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	多伎江南出雲線	出雲市東神西町933番3地先から同町384番3地先まで	前	A	メートル 5.98～ 8.64	メートル 154.79	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 橋梁架替工事 拡幅 ダブルウェイ 仮設道設置
				後	A	6.87～ 11.96	
			B	8.40～ 23.53	197.69		

## 島根県告示第498号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市大野町字東濱114番4地先から同町字出来島2296番6地先まで	メートル 346.18	平成30年 7月13日	松江県土整備事務所	
県道	静間久手停車場線	大田市鳥井町鳥井784番1地先から同655番1地先まで	484.50	平成30年 7月15日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	〃	大田市鳥井町鳥井421番地先から同486番34地先まで	304.10	平成30年 7月15日		

## 島根県告示第499号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町大呂1249番1地先から同3042番1地先まで	メートル 127.00	平成30年 7月13日	出雲県土整備事務所	
〃	別府川本線	邑智郡美郷町久喜原416番1地先から同地先まで	73.10	平成30年 7月13日	県央県土整備事務所	
〃	〃	邑智郡美郷町久喜原465番9地先から同234番2地先まで	83.00	平成30年 7月13日		